経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等により造成されたファンドの規模の見直し状況、同事業等の事業効果の検証状況等について（中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

・道県が自ら定めた見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらずファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議が行われていなかったファンドに係る同機構の貸付残高　１６０億円 ・ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していないファンドに係る同機構の貸付残高 （背景金額）１３８９億２０００万円

1　ファンド融資事業等の概要

(1) ファンド融資事業及びファンド助成事業の概要

中小企業庁は、地域資源等を活用した地域における中小企業者等の新事業展開の支援及び地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新の支援のために、政府出資金を主な財源とする独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の高度化融資制度を活用して、平成19、20両年度に、それぞれ、地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「地域ファンド融資事業」という。）、農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業（以下「農商工ファンド融資事業」といい、地域ファンド融資事業と合わせて「ファンド融資事業」という。）を創設している。

地域ファンド融資事業は、都道府県を原則とする一定の地域内において創業又は経営の革新を支援する助成事業（以下「地域ファンド助成事業」という。）の財源となる基金（以下「ファンド」という。）を造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部（ファンド造成額の80%以内）について償還期限を10年以内として無利子で貸し付けるものである。

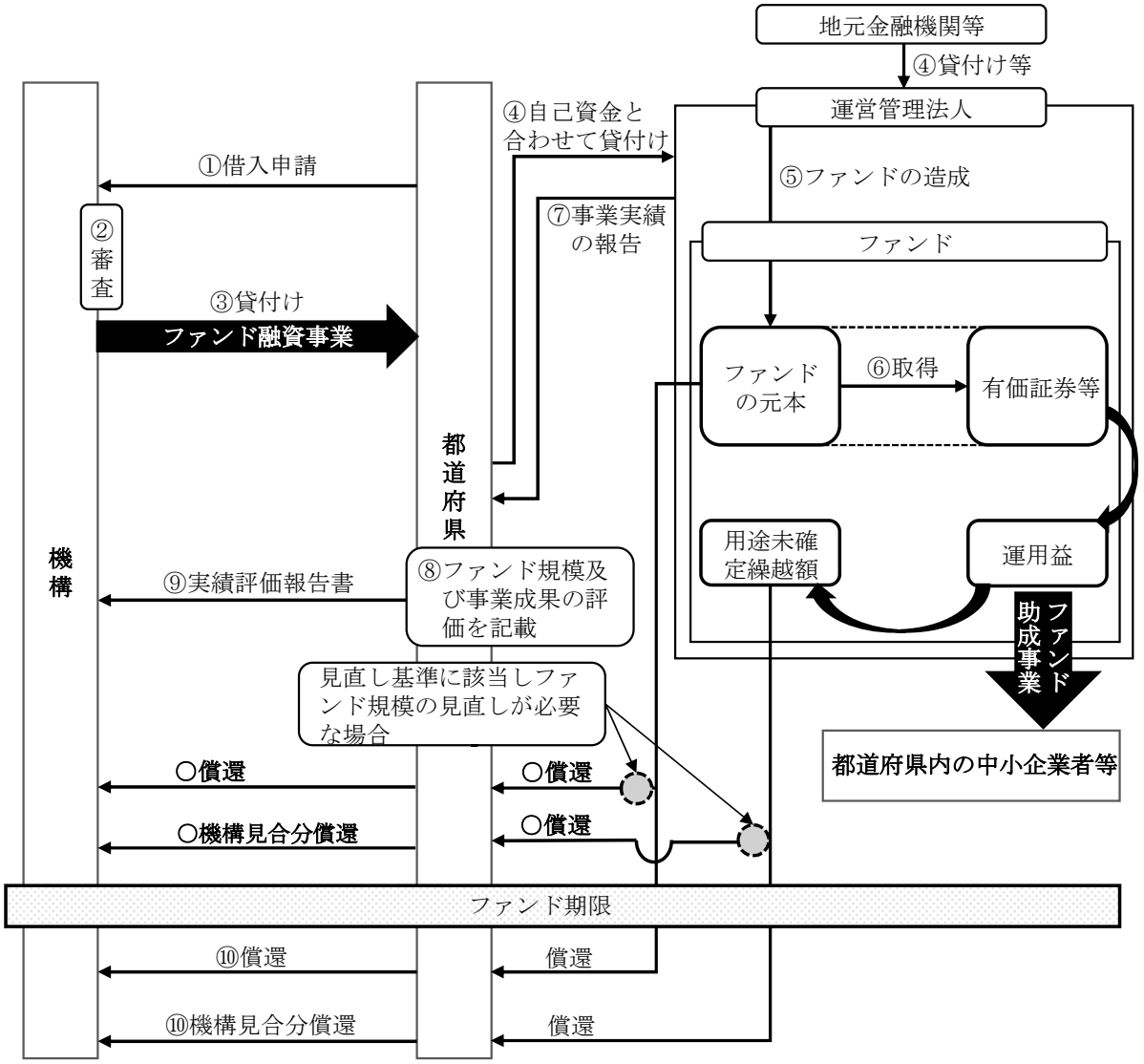
また、農商工ファンド融資事業は、地域ファンド融資事業に準じて、地域の中小企業者等と農林漁業者との連携による創業や中小企業者等の経営の革新を支援する助成事業（以下「農商工ファンド助成事業」といい、地域ファンド助成事業と合わせて「ファンド助成事業」という。）の財源となるファンドを造成する都道府県に対して、機構が、その資金の一部を貸し付けるものである。

ファンドの設置期間は1期10年間となっており、令和7年度末時点で、ファンド融資事業は2期目となっていて、23道県(注1)35ファンドが造成されている。機構の23道県に対する7年度末時点の貸付残高は、地域ファンド助成事業を実施している22道県28ファンドに対する計1253億2000万円、農商工ファンド助成事業を実施している7県7ファンドに対する計136億円、合計1389億2000万円となっている。

（注1）　23道県　　北海道、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分各県

ファンド融資事業の全体像を示すと、図表1のとおりである。

図表1　ファンド融資事業の全体像



（注）用途未確定繰越額、機構見合分及びファンド期限については、後述1(2)参照。見直し基準については、後述1(4)参照。

「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成19年規程18第88号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成20年規程19第66号）並びに「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成19年要領18第57号）及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」（平成20年要領19第81号。以下、これらを合わせて「細則」という。）によれば、都道府県は、機構への借入申請の際、ファンドの運用方法及び運用計画、ファンド助成事業の内容等を定めた実施要領を機構に提出することとされており、機構は、提出された内容がファンド融資事業の趣旨に反するものではないかなどを審査して資金の貸付けを実施している。

ファンド助成事業は、都道府県から公益財団法人等（以下「運営管理法人」という。）への貸付金及び地元金融機関等から運営管理法人への貸付金等により造成されたファンドの元本から生じた運用益により行われている。また、細則によれば、運営管理法人は、ファンドの元本の全額について、国債、地方債等の長期にわたり有利で確実な運用が確保される有価証券等を取得して運用することとされている。

(2) ファンド規模の見直し

細則において、ファンド助成事業を実施する都道府県は、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて、ファンド規模を見直すこととなっている。また、都道府県は、ファンドの設置期間の終期（以下「ファンド期限」という。）が到来した場合には、ファンド期限到来時の用途未確定繰越額(注2)について、機構からの借入金に係る分に相当する額（以下「機構見合分」という。）を機構に償還することとなっている。

（注2） 用途未確定繰越額 ファンドの運用益のうち、次年度への繰越額から、次年度以降に支払が見込まれる助成金の額を除いたもの

(3) 補助金等の交付により造成した基金等に関する基準等

中小企業庁は、都道府県に対して、本件ファンドは「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）における基金には該当しないが、その趣旨を踏まえて制度の設計、運用等を行うよう求めている。

基金基準によれば、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人は、保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合。以下同じ。）に基づき、5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこととされている。また、効率的、効果的に基金事業が実施されているかどうかについて的確に検証し、基金事業の目標達成度を評価することとされており、所管府省等は、当該評価結果を公表する必要があることとされている。

(4) ファンド融資事業に関する過去の検査の状況等

本院は、機構において、ファンド助成事業の収支状況を適切に把握しておらず、都道府県がファンド助成事業の実績を踏まえてファンド規模を見直していないなどの事態が見受けられたことから、平成25年10月に、機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求している（以下「25年処置要求」という。）。

機構は、25年処置要求の趣旨に沿い、同年11月に44都道府県に対して通知（以下「25年通知」という。）を発して、細則で規定しているファンド規模の見直し、運営管理法人に対する指導、貸付金の一部繰上償還によるファンド規模の圧縮及び中小企業者等への情報提供の強化等の必要な措置を執ることについて周知徹底を図るとともに、ファンド造成から5年を目途に規模の見直しを行うよう助言した。さらに、26年4月に都道府県に対して通知を発して、収支割合（運用益等の累計額を助成金の累計額等で除した割合。以下同じ。）を新たな指標として設定して、毎年度報告させることとしたほか、25年通知に基づき、ファンドの規模を見直すべきかを判断するための参考となる情報として、全ファンドの応募倍率（当該年度の応募件数を事業計画における当該年度の応募計画件数で除したもの。以下同じ。）、繰越比率（当該年度末時点における用途未確定繰越額を当該年度の運用益で除したもの。以下同じ。）等の情報を提示するなどした。

上記のほか、機構は、25年通知において、都道府県に対して、ファンド規模の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を自ら定める必要があることなどを通知している。

(5) 中小企業庁及び機構によるファンド規模の見直し状況等の把握方法

都道府県は、25年通知以降、見直し基準に基づくファンド規模の評価等を記載した実績評価報告書を機構に提出している。機構が定めた実績評価報告書の様式には、図表2のとおり、繰越比率及び応募倍率を基に機構が定めた九つの区分が設定されており、⑥から⑨までの区分に該当する場合、今後の対応方針等を記載することとなっている（以下、機構が定めた上記の区分を「機構の判断基準」という。）。

図表2　ファンド規模の見直しに関する機構の判断基準（九つの区分）

繰越比率 / 応募倍率	1倍未満	1倍以上 2倍未満	2倍以上
2倍以上	①問題ない	④要注意	⑦特に要注意
1倍以上 2倍未満	②問題ない	⑤要注意	⑧特に要注意
1倍未満	③要注意	⑥特に要注意	⑨特に要注意

機構は、都道府県から提出された実績評価報告書によりファンド規模を把握することとしている。そして、自ら定めた見直し基準に該当している一部の県に対して、個別にファンド規模の見直しに関する注意喚起を行ってきたものの、改善が見られないなどのことから、令和6年度以降、「特に要注意」とされているもののうち、⑧又は⑨の区分に2年度連続で該当するファンドについて、今後の対応方針等の詳細を各道県等から個別に聴取して注意喚起を強化することとしている。また、中小企業庁は、機構からファンド規模の見直し状況等の報告を受けて、必要に応じて、今後の対応方針等を各道県等から直接聴取している。

(6) 2期目のファンド融資事業の開始に向けた周知の内容

機構は、平成29年以降に1期目のファンド期限が順次到来することを踏まえて、同年4月に、ファンドの運用方法、ファンド規模の見直し方法等の詳細を記載した「後継ファンドの造成に関するＱ＆Ａ集」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）を都道府県に周知している。Ｑ＆Ａ集においては、ファンド規模の見直し方法として、機構からの借入金の一部繰上償還（以下「ファンド元本の圧縮」という。）又は用途未確定繰越額の一部償還の二つが示されている。また、1期目のファンド期限到来時における用途未確定繰越額のうち機構見合分以外の額（以下「期限到来時残額」という。）について、2期目のファンドに繰り入れて運用する方法又は2期目のファンドの運用益と合算してファンド助成事業の支払に充てる方法により、2期目のファンド助成事業に使用することができるとされている。

(7) 中小企業者等向けの補助事業の拡充

中小企業庁は、令和元年度以降に、事業再構築、省力化投資、新市場進出等のための各補助事業を相次いで創設しており、ファンド融資事業の2期目が開始された平成29年度と比較して、規模や成長段階に応じた中小企業者等向けの補助事業が拡充されている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

2期目開始以降、中小企業者等向けの補助事業が拡充されていることなどを踏まえると、ファンド助成事業の需要が縮小することも考えられ、ファンド規模を適時適切に見直すことがより重要になる。また、2期目のファンド期限は、令和9年度以降、順次到来することから、中小企業庁及び機構において、3期目の制度設計に向けた検討が行われている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、25年処置要求、2期目開始以降の環境の変化及び基金基準の趣旨を踏まえて、道県によるファンド規模の見直しは適時適切に行われているか、ファンド融資事業の事業効果は適時適切に検証され、公表されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2期目のファンドを造成している23道県35ファンド（7年度末時点における機構の貸付残高計1389億2000万円）を対象として、機構から提出を受けた実績評価報告書によって収支状況等を確認して検査するとともに、中小企業庁及び機構本部において制度設計や事業運営の考え方を聴取するなどして会計実地検査を行った。このうち、上記の実績評価報告書における繰越比率が高くなっているなどの11道県(注3)等において、見直し基準の内容、ファンド規模の見直

しの実施状況等について聴取するなどして調査するとともに、3県(注4)等についてウェブ会議システムを活用してファンド規模の把握状況を聴取するなどして調査した。

（注3）　11道県　北海道、岩手、秋田、茨城、栃木、千葉、石川、岐阜、愛知、兵庫、鳥取各県
（注4）　3県　新潟、和歌山、大分各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 適時適切なファンド規模の見直しが困難となっており、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、道県において適時適切な見直しが行われていない事態

ア　適時適切なファンド規模の見直しが困難となっているもの

(ｱ) 見直し基準について機構が必要と考える基準を示していないもの

機構は、25年通知において、見直し基準については、都道府県自らが定める必要があるとして、機構としてファンド規模の見直しが必要と考える基準を示さずに、四つの見直し基準を例として示すにとどめていた。

そこで、2期目のファンドを造成している23道県の見直し基準についてみたところ、「繰越比率が1倍以上となっていないか」など、ファンド規模に係る数値化された基準（以下「数値化された基準」という。）によるものが14道県(注5)21ファンド、「直近の年度事業計画と実績を比較し、実績が著しく乖離していないか」など数値化された基準を設けずに事業計画と実績との比較等により判断する基準によるものが5県(注6)6ファンド、両方の基準が混在しているものが6県(注7)8ファンドとなっていて、道県又はファンドによって区々となっていた。

（注5）　14道県　北海道、宮城、秋田、福島、栃木、新潟、石川、岐阜、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、長崎、大分各県
（注6）　5県　岩手、秋田、茨城、高知、長崎各県
（注7）　6県　千葉、福井、山梨、愛知、香川、愛媛各県

しかし、数値化された基準に基づかない見直し基準では見直しの要否の客観的な判断が困難となる。

また、数値化された基準であってもファンドごとにその数値が異なっており、例えば、繰越比率でみた場合に、最大で2倍の格差が生じていた。このため、ある県ではファンドの繰越比率が高いとして見直しの必要があるとされている一方で、他の県ではそれよりも繰越比率が高いにもかかわらず見直しが不要とされていた。

(ｲ) 実績評価報告書における1期目の期限到来時残額の記載の要否が明確にされておらず、ファンド規模が的確に把握できないもの

1(5)のとおり、機構は、都道府県から実績評価報告書を提出させることにより、ファンド規模を把握することとしている。一方、1期目の期限到来時残額について、継続して2期目のファンド助成事業に使用可能としていたものの、実績評価報告書にどのように記載するかについて明確にしていなかった。

そこで、23道県35ファンドの1期目の期限到来時残額の取扱いについて確認したところ、11道県(注8)14ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額をファンド元本の一部を貸し付けるなどした県又は地元金融機関等に全額償還するなどしていた。一方、13道県(注9)21ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額の全部又は一部を2期目のファンドの運用益と合わせてファンド助成事業の支払に充てることとしていた。しかし、これらのうち、5道県(注10)8ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額を実績評価報告書に記載していなかったため、機構及び5道県において、ファンド規模を的確に把握できていなかった。特に、3道県(注11)4ファンドにおいては、1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算するなどすると、繰越比率が増加し、2年度連続で機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に該当することになるが、機構は、その場合に行うこととしているファンド規模の見直しに関する注意喚起等を行っていなかった。

このように、見直し基準について機構が必要と考える基準が示されておらず、また、1期目の期限到来時残額の実績評価報告書への記載の要否が明確になっていないため、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっていた。

（注8）　11道県　北海道、岩手、宮城、福島、栃木、新潟、福井、愛知、兵庫、鳥取、香川各県
（注9）　13道県　北海道、秋田、茨城、千葉、石川、山梨、岐阜、和歌山、徳島、愛媛、高知、長崎、大分各県
（注10）　5道県　北海道、秋田、岐阜、和歌山、大分各県
（注11）　3道県　北海道、秋田、和歌山両県

イ　ファンド規模の見直しが適時適切に行われていないもの

(ｱ) 機構の判断基準の該当状況

ア(ｲ)の5道県8ファンドにおける1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算するなどした上で5年度から7年度における機構の判断基準の該当状況を確認したところ、23道県35ファンドのうち12道県(注12)16ファンドが、機構が「特に要注意」としている⑥から⑨までの区分に1回以上該当していた。

また、これらのうち、7道県(注13)10ファンドについては、2年度連続で⑧又は⑨の区分に該当しており、機構は、5、6両年度に連続して当該区分に該当している6道県(注14)のうち、ア(ｲ)の事態により機構の判断基準の該当状況を正確に認識できていなかった3道県を除く3県(注15)から今後の対応方針の詳細を個別に聴取し、ファンド規模の見直しに関する注意喚起を行うなどしていた（図表3参照）。

（注12）　12道県　北海道、岩手、秋田、栃木、千葉、福井、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、高知、長崎各県
（注13）　7道県　北海道、岩手、秋田、栃木、岐阜、和歌山、鳥取各県
（注14）　6道県　北海道、岩手、秋田、岐阜、和歌山、鳥取各県
（注15）　3県　岩手、岐阜、鳥取各県

図表3　2期目における23道県35ファンドの令和5年度から7年度までの間における繰越比率、応募倍率及び区分

道県名	ファンド名	令和5年度			6年度			7年度		
		繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分	繰越比率	応募倍率	区分
北海道	北海道中小企業新応援ファンド(1号)	0.67	2.19	①	0.77	2.68	①	0.36	2.49	①
北海道	北海道中小企業新応援ファンド(2号)	10.36	1.00	⑧	6.89	1.50	⑧	6.75	1.00	⑧
岩手県	いわて希望応援ファンド	0.17	3.00	①	0.12	4.15	①	0.24	3.23	①
岩手県	**いわて希望応援ファンド（農商工連携型）**	2.40	0.40	⑨	2.55	0.40	⑨	2.52	0.40	⑨
宮城県	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	0.42	1.17	②	0.65	1.59	②	1.10	1.06	⑤
秋田県	あきた中小企業みらい応援ファンド	2.83	0.88	⑨	2.78	1.00	⑧	3.34	1.00	⑧
秋田県	あきた農商工応援ファンド	4.93	0.67	⑨	4.90	0.67	⑨	4.62	0.75	⑨
福島県	ふくしま産業応援ファンド	1.01	2.13	④	0.87	1.03	②	1.02	1.04	⑤
茨城県	いばらきチャレンジ基金	1.56	1.75	⑤	1.89	1.50	⑤	1.78	3.25	④
栃木県	とちぎ未来チャレンジファンド	1.93	0.30	⑥	2.02	0.48	⑨	2.01	0.85	⑨
栃木県	フードバレーとちぎ農商工連携ファンド	0.42	1.11	②	0.23	1.30	②	0.44	1.00	②
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	1.35	2.00	④	1.41	1.30	⑤	1.23	1.70	⑤
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	4.13	1.00	⑧	2.78	2.00	⑦	1.61	2.50	④
新潟県	にいがた創業応援基金	1.47	1.40	⑤	1.36	1.67	⑤	1.58	3.00	④
石川県	成長戦略ファンド	0.82	1.65	②	0.76	0.99	③	0.61	0.95	③
福井県	ふくいの逸品創造ファンド	0.74	1.36	②	1.21	0.82	⑥	0.78	1.36	②
山梨県	山梨みらいファンド	0.31	1.25	②	0.37	1.50	②	0.33	1.75	②
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド(第1ファンド)**	8.62	0.88	⑨	8.31	1.14	⑧	8.77	1.13	⑧
岐阜県	**岐阜県地域活性化ファンド(第2ファンド)**	6.64	1.00	⑧	6.56	1.00	⑧	7.56	1.33	⑧
愛知県	あいち中小企業応援ファンド(運用型)	1.53	1.50	⑤	1.64	1.26	⑤	1.72	1.50	⑤
兵庫県	ひょうご農商工連携ファンド	1.38	1.29	⑤	1.64	1.83	⑤	1.39	1.57	⑤
和歌山県	わかやま中小企業元気ファンド	1.97	1.63	⑤	1.39	1.80	⑤	2.24	1.70	⑧
和歌山県	わかやま農商工連携ファンド	4.88	1.00	⑧	5.51	1.00	⑧	3.73	1.00	⑧
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（1号）**	2.99	1.00	⑧	3.01	0.80	⑨	3.47	0.40	⑨
鳥取県	**とっとり起業化促進ファンド（2号）**	2.48	0.67	⑨	2.61	0.50	⑨	1.93	0.80	⑥
徳島県	「ＬＥＤ×藍」産業応援ファンド事業1号	1.08	1.00	⑤	0.46	2.50	①	0.58	1.00	②
徳島県	「ＬＥＤ×藍」産業応援ファンド事業2号	1.78	0.83	⑥	0.88	1.67	②	0.58	1.00	②
徳島県	とくしま経済飛躍ファンド2号	0.61	1.05	②	0.56	1.71	②	0.63	2.00	①
香川県	新かがわ中小企業応援ファンド	1.36	1.50	⑤	1.13	2.33	④	0.89	1.69	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド1号	0.19	1.09	②	0.28	1.83	②	0.22	1.71	②
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド2号	0.54	1.27	②	0.15	2.33	①	0.10	2.55	①
高知県	こうち産業振興基金	0.33	0.86	③	0.85	0.86	③	1.80	0.66	⑥
長崎県	ナガサキ地域未来投資促進ファンド	0.62	1.36	②	0.37	1.95	②	0.22	1.84	②
長崎県	長崎県農商工連携ファンド	1.58	0.92	⑥	1.97	0.64	⑥	2.18	0.82	⑨
大分県	おおいた中小企業活力創出基金	0.42	2.86	①	0.57	3.00	①	0.38	2.55	①
各年度における機構の判断基準上の区分の集計		①～⑤の数		22	①～⑤の数		22	①～⑤の数		22
		⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		3	⑥、⑦の数		2
		⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		10	⑧、⑨の数		11

注(1)　「繰越比率」欄には、1期目の期限到来時残額を2期目の用途未確定繰越額と合算した上での繰越比率を記載している。

注(2)　2(1)イ(ｱ)において、令和5年度から7年度までの間で⑥から⑨までの区分に1回以上該当していた12道県16ファンドの道県名、ファンド名及び区分を太枠で囲んでいる。また、機構によるファンド規模の見直しに関する注意喚起が行われた3県のファンド名を太字にしている。

注(3)　網掛けの道県及びファンドは、後述2(1)イ(ｲ)における5道県6ファンドを表している。

(ｲ) 見直し基準の該当状況

機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に2年度連続で該当していた(ｱ)の7道県10ファンドについて、見直し基準に基づく見直しの状況を確認したところ、5道県(注16)6ファンド（機構貸付残高計160億円）については、7年度末時点で4年間から6年間継続して見直し基準にも該当していた。しかし、いずれの道県においてもファンド規模の見直しが行われていなかった。

これに対して、機構は、上記5道県のうち、ア(ｲ)の事態により見直し基準への該当状況を認識できていなかった北海道と、7年度末時点で新たに対応方針の詳細の聴取対象となった栃木県を除く3県から今後の対応方針の詳細を聴取していたものの、制度上、見直しの主体が都道府県となっていることから、ファンド助成事業の対象となる中小企業者等への情報提供の強化により助成金交付額が増加する可能性があるなどとする県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていた。

しかし、細則において、都道府県は、事業実績を踏まえてファンド規模を見直し、必要があるときは一部繰上償還により適正なファンド規模に圧縮するなどとされている。このため、機構は、見直し基準に長期間継続して該当しているにもかかわらず自主的に見直しを行っていない5道県と、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を行う必要があると認められる。

(注16)　5道県　北海道、岩手、栃木、岐阜、鳥取各県

(ｳ) ファンド規模の見直しの可否

(ｲ)の5道県6ファンドにおけるファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還によるファンド規模の見直しの可否についてみたところ、次のような状況となっていた。

5道県6ファンドは、ファンド元本をファンドの設置期間と同じ10年間等を償還期間とする債券により運用しており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、償還期限前に運用債券を売却すると多額の売却損が発生することから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

しかし、用途未確定繰越額については、上記6ファンドの運営管理法人において、ファンド元本とは別に現預金として保管されており損失を生じさせずにファンド規模の見直しが可能であることから、Ｑ＆Ａ集において定められている用途未確定繰越額の償還について検討する必要があると認められる。

そこで、5道県6ファンドについて、2期目開始時から7年度末までにおける1事業年度の助成金交付額等の最高額がファンド期限まで続くと仮定するなどの保守的な方法により試算したところ、ファンド期限の到来時に生ずる用途未確定繰越額は、計2億0916万余円（うち機構見合分計1億3419万余円）となっていた。

イの事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

岐阜県は、岐阜県地域活性化ファンド（第1ファンド）（ファンド総額50億1000万円、うち令和7年度末時点の機構貸付残高40億円）及び岐阜県地域活性化ファンド（第2ファンド）（同33億6111万余円、同20億円）の見直し基準について、いずれも「繰越比率が2倍以上となっていないか」としている。

そこで、両ファンドの繰越比率をみたところ、2年度末から見直し基準に該当する状態が継続しており、7年度末には繰越比率がそれぞれ8.77、7.56となっており、いずれのファンドについても、見直し基準に該当するとともに、機構の判断基準の⑧又は⑨の区分に3年度連続で該当していた。

しかし、機構は、ファンド助成事業の応募申請時の手続簡素化により応募件数の向上が見込まれるとの同県の説明を踏まえてその推移を見守るにとどめるなどしていて、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を実施していなかった。

また、両ファンドは、ファンド元本がファンドの設置期間と同じ10年間を償還期間とする債券により運用されており、金利の上昇に伴う債券価格の下落により、繰上償還のために運用債券を売却すると多額の売却損（同県の試算によると、第1ファンド、第2ファンドとも数千万円程度）が発生することなどから、ファンド元本の圧縮が困難となっていた。

一方、両ファンドについては、7年度末において、それぞれ、ファンド元本とは別に用途未確定繰越額が現預金として保管されており、用途未確定繰越額の償還によるファンド規模の見直しが可能となっていた。

そこで、2期目開始時から7年度末までの1事業年度における助成金交付額の最高額（第1ファンド916万余円、第2ファンド262万余円）によるなどして、ファンド期限の到来時における用途未確定繰越額を試算したところ、それぞれ、6989万余円（うち機構見合分5316万余円）、3539万余円（同1751万余円）、計1億0528万余円（同計7067万余円）となっていた。

したがって、同県は、用途未確定繰越額のうち機構見合分である計7067万余円の償還について検討する必要がある。

(2) ファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態

ファンド融資事業は、政府出資金を主な財源とする多額の資金により実施されていることから、その全体としての事業効果を適時適切に検証し公表することが重要である。また、ファンド融資事業を全体として検証するためには、個々のファンド助成事業の効果を個別に評価するにとどまらず、ファンド助成事業の統一的な成果目標が必要となる。

そこで、各道県における各ファンド助成事業における成果目標を確認したところ、各道県は、「売上の計上」「3年以内の商品化」等、独自に成果目標を設定しており、統一が図られていなかった。

しかし、中小企業庁及び機構は、ファンド助成事業の成果目標の達成度合いは各道県において評価されるものであるなどとして、ファンド助成事業の統一的な成果目標を設定していなかった。

このため、中小企業庁及び機構において、各道県のファンド助成事業の事業効果を統一的に評価して、ファンド融資事業全体の事業効果を検証することができない状況となっており、事業効果が検証されておらず、公表もされていなかった。

（改善を必要とする事態）

5道県6ファンドにおいて、見直し基準に継続して該当しているにもかかわらず、ファンド規模の見直しが適時適切に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、適時適切なファンド規模の見直しが困難となっている事態並びに中小企業庁及び機構においてファンド融資事業全体の事業効果を検証し公表していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、5道県においてファンド規模を適時適切に見直す重要性についての理解が十分でないことにもよるが、中小企業庁及び機構において、次のことなどによると認められる。

ア　機構において、長期間、見直し基準に継続して該当しているファンドの存在を認識していたにもかかわらず、今後の対応方針等を聴取し推移を見守るにとどめるなど、ファンド元本の圧縮又は用途未確定繰越額の一部償還に向けた具体的な協議を実施する必要性についての理解が十分でないこと

イ　中小企業庁及び機構において、見直し基準の内容、1期目の期限到来時残額の取扱いなどのファンド規模の適時適切な見直しが困難となっている要因に対する検討が十分でないこと

ウ　中小企業庁及び機構において、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することの重要性についての理解が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置及び表示する意見

機構は、経済産業省が定めた機構の第5期中期目標において、事業貸付金を含む保有資産の規模やその使途について適切に管理することを求められている。

ついては、中小企業庁及び機構において、適時適切にファンド規模を見直すこと及びファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表することが可能となるよう、次のとおり、改善の処置を要求し、及び意見を表示する。

ア　機構において、見直し基準に継続して該当している5道県6ファンドについて、5道県に確認するなどしてファンド期限到来時に生ずる用途未確定繰越額を算出させた上で機構見合分の償還を行うよう求めるなど、ファンド規模の見直しに向けた具体的な協議を行うこと（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

イ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、都道府県がファンド規模の見直しを確実に行うこととなるように、ファンド規模に係る数値化された適切な

見直し基準の内容を検討した上でこれを示すとともに、2期目の期限到来時残額の取扱いを明確にすることなどにより、ファンド元本の圧縮を含めてファンド規模を適時適切に見直すことができる制度設計とすること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

ウ　中小企業庁及び機構において、3期目のファンド融資事業を継続する場合には、ファンド助成事業を統一的に評価することが可能な成果目標を設定の上、ファンド融資事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）